

医療法第30条の21第3項及び東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱に基づき、医療機関における勤務環境改善の促進を支援するため、その拠点として東京都医療勤務環境改善支援センターを設置する。当センターには専門のアドバイザーを配置し、医療機関に対するワンストップでの相談支援体制を構築。

(平成26年10月1日設置)

◎ センターの概要

東京都地域医療対策協議会(医療法第30条の23)

医療従事者
確保定着等の方針

取組状況
報告

勤務環境改善部会

東京都医療勤務環境改善支援センター(医療法第30条の21)

1 専門家による支援【委託事業】

医療労務管理アドバイザー
(労務管理面)

社会保険労務士を配置
(東京労働局委託事業)

医業経営アドバイザー
(医業経営面)

医業経営コンサルタントを配置
(都委託事業)

- ①導入支援(訪問支援)
- ②組織力向上支援(訪問による研修講師派遣)
- ③随時相談(電話相談・来所相談)
- ④訪問相談

2 普及啓発活動

- ①研修会等の実施
- ②周知・広報
- ③調査・情報収集等

その他、各種補助制度・支援制度を活用

医療機関(病院・診療所)

支援

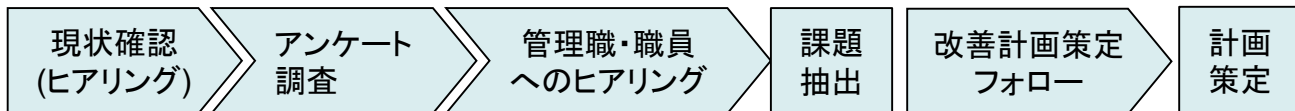
1 専門家による支援

①導入支援(訪問支援) (令和元年度 10件)

希望する医療機関にアドバイザーが訪問し、以下の支援を実施(両支援とも改善計画の策定までをフォローする。)

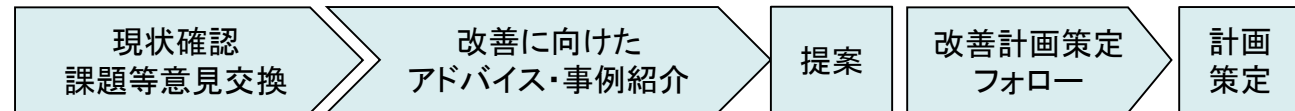
○ 現状分析・課題抽出型支援 (令和元年度 2件)

職員へのアンケートやヒアリングにより現状分析・課題抽出を行う。



○ 課題選択型支援 (令和元年度 8件)

医療機関が選択した課題に対し、助言や事例紹介等により、改善の方策を提案する。



②組織力向上支援(訪問による研修講師派遣) (令和元年度 15件)

医療機関や医療関係団体において実施する研修会等にアドバイザーを講師として派遣する。

③随時相談(電話相談・来所相談) (令和元年度 89件)

平日午前9時30分から午後5時30分まで(祝祭日・年末年始を除く)

【労務管理面:医療労務管理アドバイザー(労働基準局予算)】

東京労働局が東京都社会保険労務士会に委託:社会保険労務士を配置

【医業経営面:医業経営アドバイザー(医政局予算)】

都が日本医業経営コンサルタント協会東京都支部に委託:医業経営コンサルタントを配置

④訪問相談支援(訪問相談) (令和元年度 9件)

希望する医療機関にアドバイザーが訪問し、支援センターについて詳細な説明等を行う。

2 普及啓発活動

- 医療機関の取組事例の紹介や医療勤務環境改善に資する講演等を行う研修会(医療勤務環境改善セミナー)の開催 ※年2回のうち東京労働局、福祉保健局がそれぞれ企画
- 医療機関等に対する医療勤務環境改善に関する調査等の実施
- ポスター、リーフレット等による周知広報活動
- 労務管理・経営に関するニュースレター(月1回程度)の発行
- 勤務環境改善につながる労務管理・経営に関するミニ講座の開催